

「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針（素案）」に対する県民意見の概要及び県の考え方

実施期間：2022年12月8日（水）から2023年1月6日（金）まで

提出人数：7人

提出意見数：22件（※）

（※）提出のあった様式のうち、御意見と考えられる部分を「提出意見」としてカウントしています。

連番	御意見の概要	県の考え方
＜全般的な内容について＞		
1	<p>交通犯罪被害者は犯罪被害者であるという意識のない方が多いため、どのような文章にも支援の対象となる人についての説明を毎回つけることが犯罪被害者の理解につながることから、一行目の「誰もが殺人、性犯罪、交通犯罪等の様々な犯罪の被害者…」に変更していただきたい。現在配布されている愛知県犯罪被害者等支援条例リーフレットには、「交通」という言葉は一言も入っておらず、これを見ても誰も交通犯罪被害者の存在に気がつかない。併せてこちらのリーフレットの変更もお願いしたい。</p>	<p>「誰もが犯罪の」を「誰もが犯罪等の」に修文いたします。加えて、本指針における「犯罪等」とは条例第2条1項に規定される定義のとおりであり、殺人等の故意犯のみならず、交通事故等の過失犯も含むものであることを明記します。</p> <p>なお、愛知県犯罪被害者等支援条例において、第2条1項に規定する「犯罪等」は「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。」と規定しており、交通事故も含まれるものです。</p>
＜基本的な方針＞について		
2	<p>指針の目指すもの、取り組み方針については、県の被害者支援に対する姿勢がよく分かって素晴らしいと思うが、各論部分には県としての具体的な取り組み施策を示されていないと思う。可能な範囲で良いので指針としてもう少し具体的な内容を盛り込むべきである。</p>	<p>本指針でお示しした施策方針に基づき、県が行う具体的な取組については別冊を作成し、毎年度更新・公表します。</p> <p>なお、別冊については本指針と同時に公表する予定です。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
＜施策＞について		
3	<p>施策には具体的な内容が書かれておらず、基本方針の延長の概論であり全く意味をなしていない。「県民の誰もが犯罪被害に遭う可能性がある」（基本方針から引用）のであり、県が条例を受けて何をしようとしているのか、施策の具体的な中身を細目でも良いので、被害者の方々だけでなくすべての県民に示していただきたい。</p>	<p>本指針でお示しした施策方針に基づき、県が行う具体的な取組については別冊を作成し、毎年度更新・公表します。</p> <p>なお、別冊については本指針と同時に公表する予定です。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
4	<p>犯罪被害に遭った方がすぐに適切な支援を受けられるようにするには、相談窓口が重要だと思う。</p> <p>今回の指針の「3 施策」「(2) 施策方針」の中の「相談、情報の提供等」にあるとおり、総合的対応窓口の充実・強化を図っていただき、その認知度を高めていただきたいと思います。</p> <p>具体的には、総合的対応窓口の充実・強化としては、概要版の「4 体制」「(1) 支援体制」にあるとおり、県の総合的対応窓口においては、対人援助や多機関連携を行う専門性を有したコーディネーター、社会福祉士等の有資格者を窓口には是非配置していただきたいと思います。</p>	<p>御意見のとおり、総合的対応窓口は、犯罪被害に遭った方が直ぐに適切な支援を受けられるようにするために重要なものです。引き続き、周知広報に努めるとともに、充実・強化に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>現状では県政全体の相談窓口になっており、わかりづらいため、犯罪被害者のための総合窓口の設置について、有識者の意見にもあったが、被害者が迷うことなく支援にたどり着くための一つの手段になるため、専用ダイヤルのようなものを設けてほしい。</p>	<p>犯罪被害者等からの相談について総合的対応窓口の充実・強化に取り組んでまいります。</p>
6	<p>犯罪被害(交通事故や災害被害等ともある程度重複すると考えますが)は、平穏な生活の中で突如起こる、被害者本人やその家族等の生涯にわたる影響を及ぼすものであり、その人たちに対して、迅速的確に関連諸制度等とのアクセスがなされる配慮、及びその人たちの生活やこころを支える配慮の構築が大切と思う。</p> <p>その対応の窓口として、関連他部局(生活・医療保健福祉・労働・住宅・教育・法務等)、各市町村、国の諸機関、民間の支援等関連機関・団体等とのアクセスを持つ、かつ支持的相談援助の機能を持つ、ワンストップ的支援機関の設置がものをいうと思う。</p> <p>愛知県犯罪被害者等見舞金や犯罪被害者等給付金等の請求の手続きをはじめ、医療の提供、葬儀の便宜、生計の維持、心労の軽減、うわさ・いじめ・誹謗等からの防御、居住地の調整、損害賠償請求訴訟提起、等々、これらの支援やコーディネートに携わる機能と人材が求められると思う。</p>	<p>御意見のとおり、犯罪被害者等に対して必要な支援を公正かつ迅速に提供することが大切だと認識しております。県としては、総合的対応窓口の周知広報を進めると共に、充実強化に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
7	<p>警察署、市役所など事件、事故後に訪れる機会のある機関に、犯罪被害者支援の大型のポスター（できれば縦1m程度）を設置する。そのポスターには、相談先を明記する。事件後、頭がぼんやりしている被害者は多いと思うので、目につく所に目に入るように設置していただきたい。</p>	<p>犯罪被害者等に総合的対応窓口等が分かり易くなるよう、市町村・警察に対して働き掛けてまいります。</p> <p>また、県としても、周知広報に努めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>一番最初に被害者に接触する警察からのアピールは必須。署内広報はもちろんリーフレット等で積極的に働きかけできる体制を作してほしい。</p>	<p>警察では、犯罪被害者等に対して、被害発生直後から「被害者の手引」等のリーフレット等を活用した各種支援制度等の教示など、ニーズに応じた支援活動を実施しております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>心身ともに疲れ果てた被害者が自分から行動を起こすことが難しいため、被害者の承諾があれば、警察と連携して行政側から早期にアプローチできるようにしてほしい。（総合窓口からの連絡や民生委員の長期定期的な声掛けなど）</p>	<p>御意見のとおり、心身共に疲れ果てた犯罪被害者等が、自分から行動を起こすことが難しい場合があると認識しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>「柱2『多岐にわたる支援ニーズへの対応』経済的負担の軽減」について先のNHKの特集番組（2022年11月30日「事件のその後には何が 犯罪被害者の戦い」）で家族を自宅で殺害され、血まみれになり住めなくなった自宅の住宅ローンを払い続けているご遺族のことを知った。ローンの支払いと現在の居住に係る費用負担はあまりに過酷である。</p> <p>指針では、「見舞金、福祉制度」とあり、それで救われる被害者もいるかと思うが、被害者の置かれた状況は多様である。今まさに加害者の損害賠償の支払いがほとんど実行されていない現状を打開すべき時である。北欧などで取り組んでいるように、国が損害賠償金を立て替えて被害者に支払い、国が加害者から回収する仕組みを築くことが必要と思う。愛知県にはその足がかりを作っていただきたい。</p>	<p>県としては、見舞金等により犯罪被害者等の経済的負担を軽減できるよう、取組を進めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>特に、新しく担当部署に配置された職員や新任職員へは研修を必須でしていただきたい。その際、具体的な場面のシミュレーションが大事になる。</p>	<p>犯罪被害者等支援担当に対して、研修を実施してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
12	<p>「安全の確保」に「一時保護、施設への入所」とあるが、それらを実施する機関（施設）はどんな所なのか、もう少し具体的な説明が欲しい。あるいは、それらについて今後説明があるならば、その点を明記すべき。</p>	<p>本指針でお示しした施策方針に基づき、県が行う具体的な取組については別冊を作成し、毎年度更新・公表します。具体的な取組等については、別冊にてお示しする予定です。</p>
13	<p>新人に限らず、窓口対応の職員には研修やチェックリストなど窓口対応の水準を上げるよう取り組んでいただきたい。（事件後、裁判所に裁判記録の開示を求めた時に、ベテランの職員に「そんなことはできない」と高圧的に怒鳴られ、別の若手職員が制度改変で可能になったことを伝えつつ私たちに対応してくれたことが思い出される。）</p>	<p>犯罪被害者等支援担当に対して、研修を実施してまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>総合的対応窓口の認知度を高めるために、指針の柱3「社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成」の「県民の理解」にあるとおり、インターネットやリーフレット等を活用した広報啓発活動を積極的に行ってほしいと思う。おそらく、愛知県に犯罪被害者等支援条例が制定され、この指針も策定されようとしていることを知っている県民はほとんどいないと思うため、もっともっと広報啓発活動を積極的に行っていただきたい。</p>	<p>愛知県犯罪被害者等支援条例及び策定中の指針について、引き続き、しっかりと広報啓発活動を行ってまいります。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>指針に入れることでパネル展がより継続可能なものとなるため、「県民の理解」の3行目を「インターネットやリーフレット等を活用し、パネル展等の広報啓発を行う・・・」に変更していただきたい。</p>	<p>本指針では、犯罪被害者等支援に向けた基本方針を示すものであり、具体的な取組である「犯罪被害者等支援パネル展」については別冊においてお示しする予定です。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>「県民の理解」の最後の文章の後に、「教育機関と連携して犯罪被害者への理解を深める授業を取り入れていきます。」と追加していただきたい。 未来ある県民の継続的な理解を得るには、教育がとても重要であるため、県は教育委員会と連携して、道徳の時間などに自分や身近な人が犯罪被害にあってしまった時の対応や寄り添い方を伝えてほしい。DV や虐待、交通事故防止の授業はすでに行われているので、それに付随した形であればすぐにでも実現可能である。小中高とその年齢に合った形で繰り返し伝えていくことが重要になる。</p>	<p>御意見のとおり、犯罪被害者等への理解を深めるためには教育も重要なものであると認識しております。 愛知県では、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」において、犯罪被害者等を重要課題の一つと位置づけるなど、取組を進めているところです。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
<体制>について		
17	<p>このイメージ図では、県条例に基づいて出される指針であるにもかかわらず、県の立ち位置が、国、市町村、民間支援団体と同列のネットワークの一つに過ぎないことになってしまう。これではこの指針にある「愛知県では、国、市町村、民間支援団体等との連携を密にし」に反するものになってしまうため（主語は「愛知県では」となっている）、少なくとも県は、円の中心にある「犯罪被害者等」を包み込む外側の同心円を形作るか、「犯罪被害者等」と並列して円の中心にあるべき。</p>	<p>県としては犯罪被害者等支援において、中心に来るのは「犯罪被害者等」と考えております。</p> <p>また、イメージ図で、県は市町村及び民間支援団体に対して取組支援を行うことを明記し、市町村や民間支援団体と横並びではないことを示しております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>4 体制の（１）支援体制において、総合窓口を設置することは重要な事項であるものの、そこまでたどり着けない被害者もいると考えられる。被害を受けてショック状態にあるときはなおさらであり、窓口までたどり着くことを前提とした支援では、支援の網から取り零される被害者が出てきてしまう可能性が高い。そこで、内閣府の性被害に対するSNS相談のように、被害者にとって主観的に安全である自宅から相談ができるように、かつ自分のペースで間をとりながら相談できるように、直接の対面ではないSNSを利用した相談システムを導入していただきたい。</p> <p>認知度を高めるとともに、支援へのアクセスをより一層しやすいものにするのが重要と考える。</p>	<p>御意見のとおり、犯罪被害者等が安全だと感じられる場所から相談を行うことは重要であると考えています。県としては、犯罪被害者等が総合的対応窓口を認知し、電話相談に繋がることができるよう、周知広報に努めるとともに、充実・強化に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>4 体制の（２）の推進体制において、市町村との推進体制について具体的に連携をお願いしたい。市町村における支援体制を充実させることは重要であるが、被害者支援制度に関する情報提供や研修のみならず、相談者が県から市町村へと“たらい回し”になってしまうことにならないよう、県の担当者と市町村の担当者間で連携し、広域的なネットワークのなかで支援を行うようなイメージで、個別事案について具体的に連携をはかるような体制を作っていただきたい。</p>	<p>犯罪被害者等が県と市町村の間でたらい回しにならないよう、連携を強化できるよう取組を進めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
＜見直しとフォローアップについて＞		
20	<p>毎年行うべきは、「支援実施状況のフォローアップ」ではなく、アニュアルレポートの公表である。県が行った施策、市町村が行った施策、民間支援団体が行った施策を、県が取りまとめ、県民に対して公開すべきである。その年に県によって進められた施策が何か、市町村によって支援の質が異なること、民間支援団体で行った支援の内容などは、県民が均一・公平な被害者支援を受けるうえで当然の権利である。県民が求めるのは県によるフォローアップではなく、自分たちによる政策評価である。アニュアルレポートの公表、県民の評価を明記していただきたい。</p>	<p>本指針は県として犯罪被害者等支援に関する指針を示すものであり、市町村や民間支援団体における犯罪被害者等支援はそれぞれが独自に取組を進めるものと承知しております。県としては、県が行う具体的な取組については別冊を作成し、毎年度更新・公表します。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
＜その他＞		
21	<p>犯罪被害の本人の警察への被害届があれば、被害の回復のため、関係する組織（企業、行政組織、医療機関、教育機関など）に協力を依頼しやすい制度であってほしい。</p> <p>被害者が希望する広い範囲の被害（損害）が回復できる制度になってほしい。協力する組織への、適切な経費や手数料が必要ならば明示し、個人で取り組んでも結果が得やすくなると良い。</p> <p>例としては、昨今、電子資料の盗難やハッキング被害が、企業や行政や住人に起きており、本人が作成したものと同一のデータを保存している組織に、被害者本人の申請に限り、手続きを踏んで、協力する制度があると良い。</p> <p>被害者が、被害届の明示や、本人確認や手数料の手続きをした上で、同一のデータを利用し、被害を回復できると良い。経済活動の一端としての犯罪は、自治体の区域を超えて起き、特に、港湾や空港、工場が集まる地区は、一体的に生活空間の安全が保たれて欲しい。犯罪被害が回復しやすくなることを、住民として望む。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

連番	御意見の概要	県の考え方
22	<p>犯罪被害の場合、被害者とその関係者は、いやおうなしに、加害者と、長期にわたって関係が続けなければならない宿命が待っていると思う。捜査協力、裁判、損害賠償請求、贖罪の受け入れ、再犯・復讐等のおそれ、その防御、被害者感情(恨み・復讐・仇討ち等の思い)の整理、等々。それらに親身になって係わる機能が大切と思う。</p> <p>その場合、犯罪加害者側の属性、例えば犯罪に至った因果関係、加害者の年齢や精神病理、地位、経済力等が、その後の対処に大きな違いが出てくると思う。例えば、損害賠償請求訴訟の結果、たとえ賠償の命が出されたとしても、加害者に支払い能力がなければそれが履行されないという結末に陥る可能性があると思う。そんな場合はどうするのか。中には加害者が犯罪についての手記を出版し、その印税をもって賠償に充てたという事例も聞くが、これの是非についても検討する必要性を感じる。</p> <p>なお、支援や給付の対象者については、深い吟味をもって、ニーズを有する当事者に落ちがないよう、明確に定めていただきたいと思う。生命や身体的な損傷を伴った被害の当事者に限るのか、犯罪の間接的影響による身体損傷や精神への悪影響の場合はどうか、経済犯罪の被害者はどうか、誘拐され行方不明となり生死不明の場合はどうか等。行方不明の場合、拉致・誘拐されたのか自発的な家出なのかが判明しない場合や、死亡の事例であっても、犯罪なのか事故・自殺・病気なのかの判断が困難なグレーゾーンにある事例の当事者への適用についての検討も大切と思う。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>